

男女共同参画センター

利用料金加算制度(営利・市外加算)の

運用変更についてのお知らせ



令和7年4月1日以降に行う予約から一部の運用が変更となり、これまでの利用料金と変更となる場合があります。利用者の方におかれましては、以下の変更点について、ご理解いただきますようお願いいたします。

(東大阪市では、市内の公共施設における運用を統一し、公平性を担保することを目的として見直しを行い、条例改正が行われました。)

営利法人・個人事業主

企業・事業活動で利用する場合は、営利加算の対象となります。

(例) 営利加算の対象となる利用

- ・商品説明会、事業説明会、研修、会議などの企業・事業活動。
- ・会社説明会、仕事説明会、面接、採用試験などの求人活動。
- ・無料相談会等の入場料を徴収しない興行等。

(例外) 営利加算の対象外となる利用

- ・企業が行う男女共同参画に資する公益的な活動で、入場料等を徴収しないもの。



その他の団体・個人

営利法人等でなくても、金銭のやり取りを伴う利用は、営利加算の対象となります。

(例) 営利加算の対象となる利用

- ・来場者から入場料等を徴収する場合。 ※これまでの2,001円以上を徴収する場合という基準から変更となります。
- ・物品の売買等を行う場合。
- ・会費や月謝等を徴収して塾や教室などの習い事を開催する場合。

ただし、会費や月謝等が施設利用料の2倍の範囲内の場合は、営利加算の対象外となります。

その際は、事業計画書を提出する必要があります。

(例外) 営利加算の対象外となる利用

- ・サークル等で各自が活動費を出し合っている場合。

市外加算の適用基準の変更について

個人の利用についての変更点はございませんが、団体利用については下記のとおりとなります。

法人格のある団体(株式会社等)……… 団体所在地が東大阪市外の場合

法人格のない団体(サークル団体等)… 団体所在地が東大阪市外の場合または

団体代表者等(申請者)が市内在住・在勤・在学のいずれでもない場合

注) 申請内容と異なる利用をした場合は、次回以降の利用をお断りすることがあります。

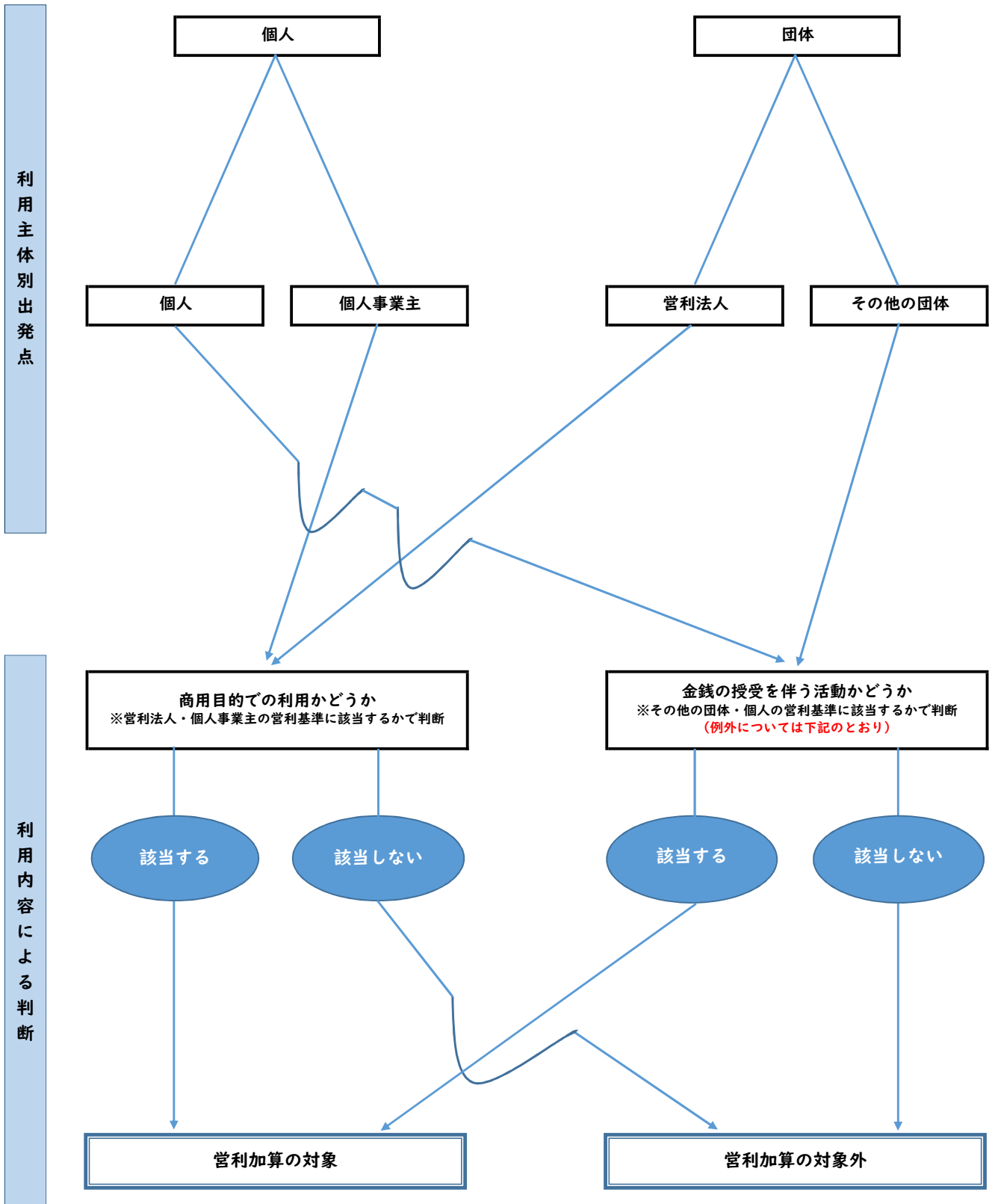
【お問い合わせ先】

○営利加算制度について: 人権文化部 多文化共生・男女共同参画課 TEL:06-4309-3300 FAX:06-4309-3823

○施設利用について: 東大阪市立男女共同参画センター(イコーラム)

東大阪市岩田町4-3-22-600 TEL:072-960-9201 FAX:072-960-9207

営利加算適用フローイメージ

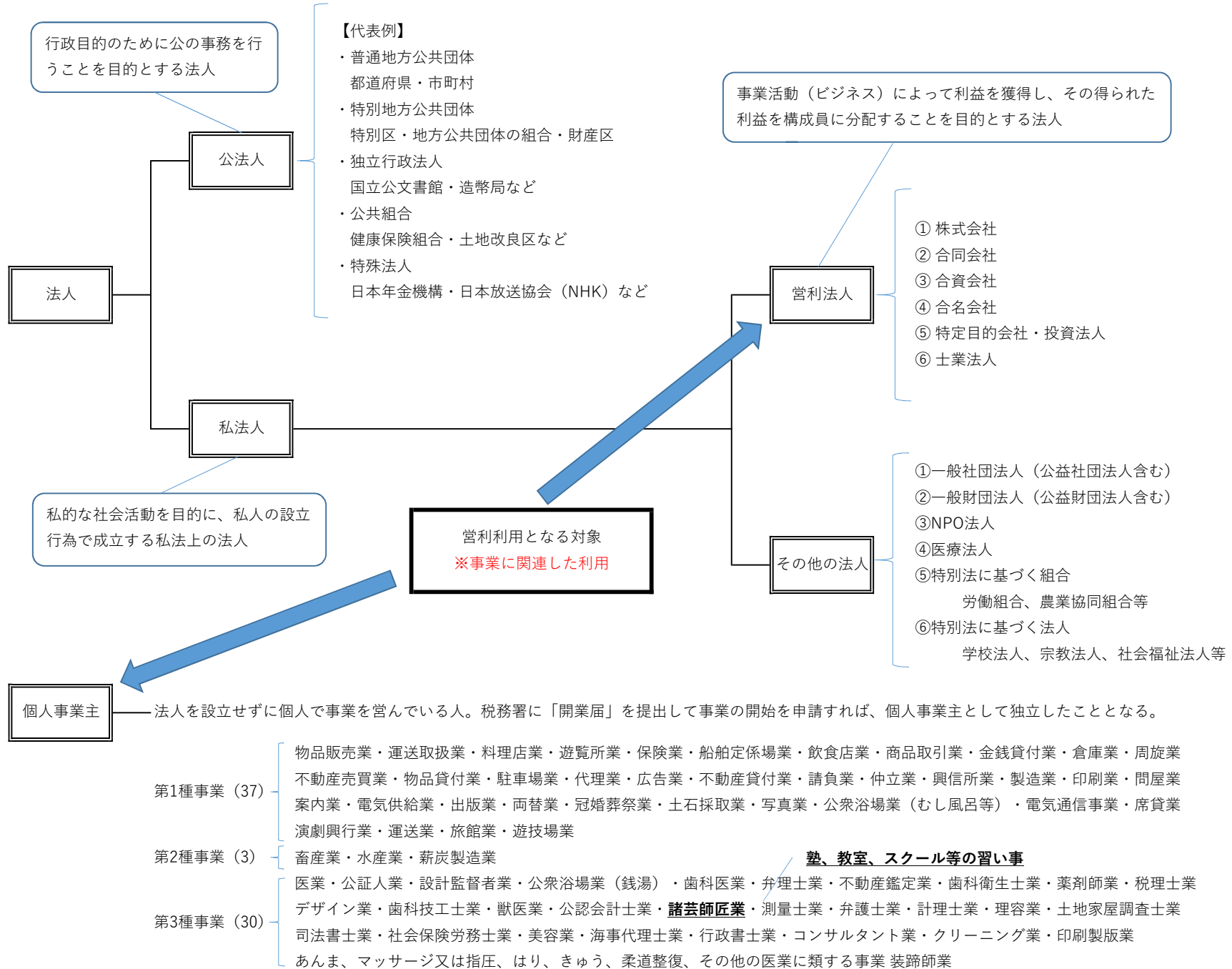


※営利法人・個人事業主の利用で営利加算の対象外となる事例
・チャリティ活動での利用で、得られた収益を寄付する催事 等

※その他の団体・個人の利用で金銭の授受を伴う活動であるものの、営利加算の対象外となる事例

- ・主催者が会費等を徴収して開催する塾、教室、スクール等の習い事を実施するが、徴収する会費等が施設使用料の2倍の範囲内である場合。※事業計画書の提出が必要です。
- ・サークル団体等で、各自が活動費を出し合っている場合。
- ・大会や発表会等で、入場料を徴収しない場合。

法人・個人事業主について



事業計画書

固定様式ですので、申請者側にて様式変更はしないでください。

事業名（教室名等）	勾玉づくり体験会		
事業内容	4/5に、事前申し込み制にて勾玉づくり体験会を開催する。参加費は1人あたり500円で、材料費として1人あたり別途300円を徴収する。		
利用施設名	楠根市民プラザ 多目的ホール（午後）		
主催者	氏名	〇〇 〇〇	
	住所	東大阪市〇〇	
	連絡先	090-〇〇〇〇-〇〇〇〇	
	【収入】 参加料		【支出】 開催経費
参加費	固定項目	500円	会場使用料（1回） 固定項目 3,200円
参加人数	固定項目	10人	附属設備使用料 固定項目 500円
	合計	5,000円	合計 3,700円
	収支		1,300円

判定結果が営利となる場合は、営利加算の適用となりますので、事業計画書の提出は必要ありません。

※事業計画の概要がわかる「チラシ」、「PR資料」等を添付してください。

営利加算適用後の支出	6,900円
営利加算適用後の収支	-1,900円
判定結果	非営利

【参考】 営利加算判定対象外（参加費・月謝等と別に徴収する場合）

実費徴収金（材料代等）	300円	材料代等	300円
参加人数	10人	参加人数	10人
合計	3,000円	合計	3,000円

※記載内容と異なる使用をした場合に、次回以降の使用をお断りすることがあります。□

事業計画書

固定様式ですので、申請者側にて様式変更はしないでください。

事業名（教室名等）	〇〇教室					
事業内容	毎週水曜日に、日下市民プラザの多目的ホール（夜間）にて〇〇を習いたい生徒に対して月謝制にて教室を開催する。					
利用施設名	日下市民プラザ 多目的ホール（夜間）					
主催者	氏名	〇〇 〇〇				
	住所	東大阪市〇〇				
	連絡先	090-〇〇〇〇-〇〇〇〇				
【収入】 参加料（会費・月謝等）		【支出】 開催経費				
参加料	固定項目	5,000円	会場使用料（1回）	固定項目	3,700円	
参加人数（定員）	固定項目	30人	月間開催予定回数	固定項目	4回	
合計			150,000円	合計		16,800円
			収支		133,200円	

判定結果が営利となる場合は、営利加算の適用となりますので、事業計画書の提出は必要ありません。

※事業計画の概要がわかる「チラシ」、「PR資料」等を添付してください。

営利加算適用後の支出	31,600円
営利加算適用後の収支	118,400円
判定結果	営利

【参考】 営利加算判定対象外（参加費・月謝等と別に徴収する場合） ※月額

実費徴収金（材料代等）	4,000円	材料代等	4,000円
参加人数	30人	参加人数	30人
合計	120,000円	合計	120,000円

※記載内容と異なる使用をした場合に、次回以降の使用をお断りすることがあります。□

事業計画書

固定様式ですので、申請者側にて様式変更はしないでください。

事業名（教室名等）	〇〇教室				
事業内容	〇〇を習いたい生徒に対して月謝制にて教室を開催する。 4/6は日下市民プラザ△△にて実施 4/13、4/20は日下市民プラザ□□にて実施 4/27は日下市民プラザ△□にて実施				
利用施設名	日下市民プラザ				
主催者	氏名	〇〇 〇〇			
	住所	東大阪市〇〇			
	連絡先	090-〇〇〇〇-〇〇〇〇			
	【収入】 参加料（会費・月謝等）		【支出】 開催経費		
参加料	固定項目	5,000円	会場使用料	固定項目	14,800円
参加人数（定員）	固定項目	30人	月間開催予定回数	固定項目	4回
			附属設備使用料	固定項目	2,000円
	合計	150,000円	合計		16,800円
	収支				133,200円

月4回開催なのであれば、4回分合計の会場使用料を記載してください。
※附属施設使用料も同様です。

判定結果が営利となる場合は、営利加算の適用となりますので、事業計画書の提出は必要ありません。

※事業計画の概要がわかる「チラシ」、「PR資料」等を添付してください。

営利加算適用後の支出	126,400円
営利加算適用後の収支	23,600円
判定結果	営利

【参考】 営利加算判定対象外（参加費・月謝等と別に徴収する場合） ※月額

実費徴収金（材料代等）	4,000円	材料代等	4,000円
参加人数	30人	参加人数	30人
合計	120,000円	合計	120,000円

※記載内容と異なる使用をした場合に、次回以降の使用をお断りすることがあります。□

営利加算・市外加算についてのQA

なぜ、営利加算や市外加算の運用を変更したのか。

同じ市の公共施設であるのに、施設によって営利加算や市外加算の運用が異なることについて利用者からご意見をいただいていたので、改めて制度を見直し、運用を統一することで税負担の公平性と受益に対する利用者間の公平性の担保を図るため、令和6年第3回定例会（9月議会）にて条例改正を行いました。制度の考え方の詳細につきましては、恐れ入りますが、多文化共生・男女共同参画課にご確認をお願いします。施設の利用や利用料金に関することはイコーラムにお問合せください。

イコーラムでの変更点は？

イコーラムでは令和6年度まで入場料等を2001円以上徴収する場合は施設の利用料金が2倍となっていましたが、令和7年4月1日以降に行う予約からは、入場料等を徴収する場合は、営利加算が適用され利用料金が2倍となります。

営利加算とは？

営利法人や個人事業主の方が商用目的で利用される場合、施設の利用料金が2倍になります。その他の団体や個人の方でも、習い事で月謝等を徴収する場合、来場者から入場料等を徴収する場合などは営利加算に該当します。ただし、その他の団体や個人の方が、習い事等の利用で徴収する月謝等が利用料金の2倍以内である場合は、営利加算の対象外となります。詳しくはチラシをご覧ください。

事業計画書の中に「チラシ」「PR資料」等を添付してくださいとありますが、提出は必須か。また、チラシを提出する際に月謝等の記載は必須か。

習い事を開催する場合、生徒を募集するにあたって何らかの広報をしておられると思いますので、月謝等の記載のあるチラシ等を提出して下さい。チラシの他、ウェブサイトやInstagramもしくは月謝袋等でも結構です。月謝等が記載されたチラシ等を発行していない場合は、個別に施設までご相談ください。

毎月行っている習い事・教室が日ごとに部屋が異なるが、事業計画書は部屋ごとに提出が必要か。

月謝制の習い事・教室であれば部屋ごとの提出ではなく、月単位での収支により営利か非営利かを判断します。

（その際は月謝方式・場所不特定の事業計画書を提出してください。）

個人やその他の団体で、活動に必要なお金をメンバーで出し合っているサークル活動等の場合は営利加算の対象外と考えていいか。

お見込みのとおりです。詳しくはチラシの「その他の団体・個人」欄に記載しています。

窓口とインターネット申請の場合、事業計画書の提出はいつ行うか。

事業計画書は利用日当日に窓口でご提出ください。

個人事業主は、「開業届」を窓口で提示する必要があるか。

提示の必要はありません。

個人の税理士（税理士法人）が行っている「無料相談会」は営利加算の対象となるのか。

営利加算の対象となります。お知らせチラシの「⑤参加費・入場料等を徴収しない興行等（無料相談会等を含む）」に該当します。